

厚生常任委員会

令和5年12月11日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎溝部真紀子

宮崎 和彦

中川 議長

○小城 世督

濱 真理子

横田 敏文

奥村 容子

2. 理事者出席者

町 長 中西 和夫 副 町 長 加藤 惠三

総 務 部 長 西巻 昭男 住 民 生 活 部 長 栗本 公生

住 民 生 活 部 次 長 北 典子 福 祉 課 長 中原 潤

同 課 長 補 佐 細川 友希 子 育 て 支 援 課 長 中尾 歩美

同 課 長 補 佐 上山 泰史 健 康 対 策 課 長 補 佐 田口三十士

国 保 医 療 課 長 猪川 恭弘 環 境 対 策 課 長 東浦 寿也

同 課 長 補 佐 乾 裕貴 住 民 課 長 峯川 敏明

同 課 長 補 佐 石本 清里

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長 佐谷 容子 同 係 長 吉川 也子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 濱委員、奥村委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、濱委員、奥村委員のお二人を指名します。お二人にはよろしくお願ひします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりです。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第37号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 中尾子育て支援課長。

子育て支
援課長

おはようございます。

それでは、議案第37号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読します。

（ 議案書朗読 ）

子育て支
援課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきます、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願ひいたします。恐れ入りますが、議案書末尾の条例（要旨）をご覧いただけますでしょうか。

今回の条例改正は、国における特定教育・保育施設等の利用者負担額及び公

定価格の改定に伴い、所要の改正を行うものであります。改正内容であります
が、階層区分第8階層における3歳未満児の保育料を子ども・子育て支援法施
行令第4条に定める額の80%とするものです。

施行期日であります、令和6年4月1日から施行いたします。また、改正
後の規定は、令和6年4月1日以後の保育料について適用し、同日前の保育料
については、なお従前の例によることといたします。

以上、議案第37号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
についての説明とさせていただきます。委員皆さまには、よろしくご審議を賜
りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 濱委員。

濱委員 特に反対をするわけじゃないんですけども、この第8階層の方は、何人ぐら
いいらっしゃるのですか。

委員長 中尾子育て支援課長。

子育て支 現在入所されている方で申しますと6名いらっしゃいます。内3名について
援課長 は、お二人目のお子さんになりますので実質の保育料は4分の1になります。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決すること
にご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第37号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第41号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療
課長

おはようございます。それでは、議案第41号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について、ご説明を申し上げます。

はじめに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療
課長

今回の補正予算は、人事異動等に伴います人件費所要額の補正と保険財政安定化支援事業の確定に伴います国民健康保険事業費納付金の増額等に関するもので、歳入歳出それぞれ420万4千円を減額し、歳入歳出それぞれ30億4,870万3千円とするものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づき説明申し上げます。

補正予算書の7ページをお開きいただきたいと思います。はじめに歳入でございまして、第5款 繰入金、第1項 他会計繰入金、第1目 一般会計繰入金であります。人事異動等に伴います人件費所要額で541万7千円の減額、県に納付します令和5年度財政安定化支援事業分納付金の確定に伴います、その繰入金として121万3千円の増額、合計で420万4千円の減額補正をお願いするものでございます。

続いて歳出でございまして、9ページをお願いします。まず、第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費であります。歳入で申しあげました人件費所要額で、545万1千円の減額補正をお願いするものです。

次に、第2項 徴税费、第1目 賦課徴収費で、同じく人件費所要額で3万4千円の増額補正をお願いするものであります。最後に、第3款 国民健康保険事業費納付金、第1項 医療給付費分、第1目 一般被保険者医療給付費分で、歳入でご説明いたしました令和5年度財政安定化支援事業分納付金の確定

に伴いまして、121万3千円の増額補正をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

国保医療
課長

以上で、議案第41号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についての説明とさせていただきます。何卒温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第41号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第42号 令和5年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

それでは、議案第42号 令和5年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

福祉課長

今回の補正の内容につきましては、人事院勧告及び人事異動等による人件費の補正に伴う費用、介護保険報酬改定等にかかるシステム改修に伴う費用、また、地域支援事業費で、介護予防・日常生活支援総合事業の給付総額、介護予防ケアマネジメント費が当初見積りを上回ることに伴う負担金補助及び交付金の費用等の予算補正に関するものであり、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ730万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ28億2,028万3千円とするものであります。それでは、恐れ入りますが、補正予算書の7ページ、8ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。第3款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、第7目 介護保険事業費補助金で、介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修のための補助金を受け入れるため29万7千円の増額補正をお願いしています。次に、第8款 繰入金、第1項 一般会計繰入金では、第2目 地域支援事業費繰入金（包括的支援事業・任意事業）で人事院勧告等に伴う人件費として56万8千円の増額補正を、第3目 地域支援事業費繰入金（総合事業）で、人事院勧告等に伴う人件費の増額補正と、介護予防・日常生活支援総合事業費が当初見積りを上回ることに伴う費用等として969万2千円の増額補正を、第4目 地域支援事業費繰入金（高齢者保健事業と介護予防の一体的事業）で人事院勧告等に伴う人件費として15万9千円の増額補正を、第5目 その他一般会計繰入金で、人事院勧告等に伴う人件費の減額補正と介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修のための増額補正を合わせ、合計として341万円の減額補正をお願いしています。

9ページ、10ページにお移りいただけますでしょうか。続いて、歳出予算でございます。第1款 総務費、第1項 総務管理費で、歳入で申しあげました人事院勧告等に伴う人件費の減額補正と介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修の増額補正を合わせ、合計として311万3千円の減額補正をお願いしております。次に、第4款 地域支援事業費においては、人事院勧告等に伴う人件費について、それぞれの費目において計上していますほか、歳入で申しあげました介護予防・日常生活支援総合事業費が当初見積りを上回ることから

第1項 介護予防・生活支援サービス事業費、第1目 介護予防・生活支援サービス事業費で884万5千円の増額補正を、また、要支援者及び総合事業対象者の増加により、介護予防ケアマネジメント費が当初見積りを上回る事等から、第2目 介護予防ケアマネジメント費、第18節 負担金補助及び交付金で76万3千円の増額補正をお願いしております。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則書を朗読いたします。

(予算総則朗読)

福祉課長 以上、議案第42号 令和5年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についての説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議いただきまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第42号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第45号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、議案第45号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
について、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

国保医療
課長

それでは、条例の改正内容につきましてご説明を申しあげます。

議案書末尾の条例(要旨)をごらんください。条例本文、新旧対照表の朗読
につきましては省略をさせていただき、本要旨をもちまして説明にかえさせて
いただきますので、ご了承賜りますよう、よろしく願いを申しあげます。

今回の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、出産予定又は出産し
た被保険者の産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額が減額される措置
が、令和6年1月1日から施行されますことから、本条例において所要の改正
を行うものでございます。

1. 改正内容でございますが、(1)産前産後期間における出産被保険者の
国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額の減額措置の導入です。条例
第21条に第3項として新たに規定を追加するものです。国民健康保険税の納
税義務者の属する世帯内に、出産被保険者がいる場合は、単胎妊娠の場合は、
出産予定日の属する月の前月から翌々月までの4か月分、多胎妊娠の場合は3
か月前から翌々月までの6か月分につきまして、当該出産被保険者の所得割額
及び被保険者均等割額を減額するものです。なお、被保険者均等割額が7割、
5割、2割の軽減措置を受けられている世帯の場合については、出産被保険者
に係ります、その軽減後の均等割額から減額されることとなっております。

次に、(2)出産被保険者に係る届出であります。条例第22条の2の次に
第22条の3として新たに規定を追加しております。国民健康保険税の納税義
務者は、世帯に出産被保険者が属する場合は、氏名、出産予定日等を届け出る
必要があることを規定しております。

最後に、2. 施行期日等でございます。(1)施行期日は、令和6年1月1
日から施行することとしております。(2)適用区分としまして、令和5年度
分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年

度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものでございます。

以上、議案第45号、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。
中川議長。

議長 これは他の保険、社会保険、共済保険、いろいろあると思うんですけど。その他の保険も同じ、同等の改正が行われているのかだけ教えていただけますか。

委員長 猪川国保医療課長。

国保医療課長 その辺のはっきりとした情報が、私、今、持っておりませんが、おそらく社会保険のほうですでに先行してそういった減額措置を実施する中で、同じような考え方をもって国民健康保険税のほうも対応するというので、この1月1日から始まる形になっていると思います。

議長 昔、私らが20歳そこそこのとき、出産一時金、社会保険は30万もらえる。国民健康保険は10万円しかもらえなかったということがありましたのでね。同じ住民で、保険によって得する、損するというようなことがあっても困りますんで。そこらまた、もしかまたわかるんやったら一応確認だけしといてもらえたらと思いますんで、よろしくお願いします。

国保医療課長 今、おっしゃっていただきましたように、確認させていただきます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第45号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)議案第46号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 峯川住民課長。

住民課長

それでは、議案第46号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

住民課長

本条例の改正内容につきまして、議案書末尾の要旨により説明させていただき、条例改正文、新旧対照表の説明は省略をさせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

恐れ入りますが、議案書末尾の要旨をご覧くださいませでしょうか。

本条例の改正につきましては、戸籍法の一部改正に伴い、本籍地以外での戸籍謄本等の交付、いわゆる広域交付や戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号の発行、戸籍の届書等情報内容証明書の交付及び閲覧が可能となることから、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正の内容に準じまして、本条例において所要の改正を行うものであります。

改正内容についてでございますが、まず、(1)戸籍謄本等の広域交付に伴

う改正としまして、自らや父母等の直系親族の戸籍につきまして、本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口でも、戸籍謄本等の交付請求が可能となるため、本籍地が斑鳩町以外の市区町村の戸籍謄本等の交付事務を追加するものでございます。続きまして、(2) 戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号の発行に伴う改正としまして、オンラインによる行政手続きにおきまして、戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することによりまして、行政機関が戸籍(除籍)電子証明書(電子的な戸籍記録事項の証明情報)を取得することが可能となるため、戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号の発行事務等を新設するものでございます。最後に、(3) 届書等情報内容証明書の交付等に伴う改正としまして、婚姻届や死亡届などの戸籍の届書等の情報(届書等の書類を画像情報として作成したもの)の内容に係る証明書の交付請求や、届書等情報の内容を出力したものの閲覧請求が可能となりますため、届書等情報の内容の証明書の交付事務及び届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務を追加するものでございます。

次に、施行期日につきましては、改正戸籍法が令和6年3月1日に施行されますことから、同日に施行するものでございます。

以上、議案第46号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。
中川議長。

議長 本籍地以外、例えば斑鳩が本籍ではない、他府県から、今までやったら取りにいなあかんものを、今、斑鳩で取れるということになるっていうふうと思うけど、住民さんの負担は今までと同じでええのかな。費用は。

委員長 峯川住民課長。

住民課長 費用につきましては、広域交付につきましては、今まで同じ本籍地で取るの

と同じ額、450円ということで変わりはありません。

議 長 例えば大阪に本籍地があって、斑鳩から大阪へいってもろてきて、斑鳩を経由して住民さんに渡ると思うねんけども、ちがうんかな、そういう考え方で。町としての負担は増えへんの。

住民課長 本籍地が今、大阪にある方に関しましても、斑鳩町のほうで広域交付の申請をいただきまして、斑鳩町からシステムのほうに入りまして、大阪の本籍地の戸籍を出力しまして交付しますので、費用についても斑鳩町に入るという形になります。住民さんの負担としましては、今まででしたら大阪のほうに行かなくてはいけなかったというところもありますけど、それをすべて出生から死亡まで斑鳩町のほうで出力して、交付するということができるようになります。

議 長 そうなるけど、町の負担で、何が増えるのかなということを教えてほしい。

住民課長 町の負担としましては、やはり、今まででしたら本籍地だけの交付ということになりましたけども、大阪であったり、出生から全てですね、追って行って、大阪の前は京都とか、ほかの市町村も含めてすべてを斑鳩町で交付することになりますので、交付するのに多少時間が、謄本とかを出してする必要がありますので、時間がかかるということはあるので、職員の、そういうところで負担になるということはあるんですけども。

議 長 費用面の負担はないということ、職員の負担だけで。

住民課長 費用面につきましては、斑鳩町で特に新たに広域交付に伴ってやるということはありません。システム等の改修につきましては、今までやってきてまして、国等の補助を全部受けてやっておりますけれども、それ以外で斑鳩町が特別に負担するということはございません。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第46号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題とします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長

環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてでございますけれども、前回の委員会以降、ご報告をさせていただく事項はございません。

以上、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題とします。

(1) 議案第40号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

それでは、議案第40号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）につきまして、住民生活部が所管する内容について、ご説明申しあげます。

まず、歳入からご説明いたしますので、補正予算書の9ページから10ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では第1目 民生費国庫負担金の第2節 障害福祉費負担金で、障害者の介護給付・訓練等給付費や障害児福祉サービス給付費が当初見積りを上回ることから、あわせて2,180万円の増額をお願いするものです。次に、第2項 国庫補助金では第1目 総務費国庫補助金の第2節 戸籍住民基本台帳費補助金で、住民票等に個人氏名のふり仮名が追加されることに伴う住民基本台帳システム等改修費用が補助対象となることから、社会保障・税番号制度システム整備費補助金694万1千円の増額、第2目 民生費国庫補助金の第2節 障害福祉費補助金で、障害福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修費用が補助対象となることから、地域生活支援事業費補助金59万4千円の増額をお願いするものです。

次に、第16款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金の第3節 障害福祉費負担金で、国庫負担金と同様の理由により、あわせて1,090万円の増額をお願いするものであります。次に、第2項 県補助金では、第2目 民生費県補助金の第2節 児童福祉費補助金で、子ども医療費の助成が当初見積りを上回ることから、715万円の増額、第3節 障害福祉費補助金で、精神障害者医療費の助成が当初見積りを上回ることから、55万円の増額をお願いするものであります。以上が、歳入の補正内容であります。

15ページ、16ページをお願いいたします。続きまして、歳出予算の補正についてであります。本補正予算では、本年の人事院勧告及び人事異動等による人件費の補正をそれぞれの費目において計上しております。

主な歳出の内容につきましてご説明いたします。はじめに、第2款 総務費、第3項 戸籍住民基本台帳費では、歳入で申しあげました住民票等に個人氏名のふり仮名が追加されることに伴う住民基本台帳システム等の改修に伴い、第12節 委託料で694万1千円の増額をお願いするものであります。

17ページから18ページをお願いいたします。次に、第3款 民生費、第

1 項 社会福祉費では、第 1 目 社会福祉総務費で人件費の補正と、第 2 7 節 繰出金で、国民健康保険事業特別会計における人件費の予算補正と、国保財政安定化支援事業分納付金の確定に伴う繰出として、あわせて 4 2 0 万 4 千円の減額をお願いするものです。第 2 目 国民年金事務取扱費では、人件費の補正をお願いしております。第 4 目 老人憩の家運営費では、会計年度任用職員を継続して任用したことなどに伴い、第 1 節 報酬で、臨時職期末手当 1 6 万 8 千円の増額、第 3 節 職員手当等で、臨時職期末手当 1 4 万円の増額、第 4 節 共済費で、臨時職共済組合負担金 4 8 万 5 千円の増額をお願いするものです。

1 9 ページから 2 0 ページをお願いします。第 5 目 医療対策費では、第 1 9 節 扶助費で、歳入で申しあげました子ども医療費や精神障害者医療費の助成が当初見積りを上回ることから、あわせて 2, 1 3 0 万円の増額をお願いするものです。第 7 目 障害福祉費では、第 1 2 節 委託料で、歳入で申しあげました障害福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修を行うことから 1 1 8 万 8 千円の増額、第 1 8 節 負担金補助及び交付金で、他市町に所在する地域活動支援センターに通う利用者が増加したことから、入所負担金 3 1 万 1 千円の増額、第 1 9 節 扶助費で、歳入で申しあげました障害者の介護給付・訓練等給付費や障害児福祉サービス給付費が当初見積りを上回ることから、あわせて 4, 3 6 0 万円の増額をお願いするものです。第 9 目 介護保険事業繰出費では、第 2 7 節 繰出金で、介護保険事業特別会計における人件費の予算補正と、介護予防・日常生活支援総合事業費等が当初見積りを上回ることなどに伴う繰出として、あわせて 7 0 0 万 9 千円の増額をお願いするものです。

次に、第 2 項 児童福祉費では、第 1 目 児童福祉総務費で、人件費の補正をお願いしております。第 2 目 保育園費では、人件費の補正と会計年度任用職員の増員等に伴い、第 1 節 報酬で、あわせて 3 4 5 万 2 千円の増額、第 2 節 給料で、臨時保育士給料 1 7 7 万 7 千円の減額、第 3 節 職員手当等で、臨時職地域手当 1 1 万 9 千円の減額、臨時職通勤手当 1 4 万 5 千円の増額、臨時職時間外勤務手当 7 3 万 2 千円の増額、2 1 ページから 2 2 ページで、臨時職期末手当 1 万 9 千円の減額、第 4 節 共済費で、臨時職共済組合負担金 4 7 万 2 千円の減額、社会保険料等 4 0 万 5 千円の減額、第 8 節 旅費で、費用弁償 3 1 万 8 千円の増額、また、第 1 0 節 需用費で、物価高騰に伴い、保育園

給食に係る賄材料費372万4千円の増額をお願いするものです。

次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費及び第2項 清掃費では、それぞれの目において人件費の補正をお願いしております。

以上、議案第40号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）について、住民生活部が所管する内容についての説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

議案第40号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）については、当委員会の所管にかかる事項について報告を受けたことを確認します。

次に、（2）国民健康保険税の適正な税率等について、理事者の報告を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療
課長

国民健康保険税の適正な税率等についてご報告いたします。

市町村連携会議におきまして、令和6年度からの第2期奈良県国民健康保険運営方針の策定に係ります概要が示されましたので、その主なものについて報告させていただきます。資料1の1ページ目をご覧ください。

初めに標準的な収納率の設定でございます。昨年度に合意されました令和6年度から8年度までの標準的な収納率につきまして、町村が99%、市が98%で実施することとなっておりますが、これにつきましては、表の左側でございますように、各市町村の実績からも実現可能な水準であることが確認されたため、この基準で進められるものとなっております。ただし、奈良市に關しましては、保険者規模が大きいという構造的な要因から、収納対策のとりくみの効果が反映されるのに一定期間を要していることから、暫定的に97%とされるものの、令和8年度には他の市部の基準と同等にすることを目指しまして、段階的に引き上げられるものとされております。

続きまして、裏面の資料2ページ目をご覧ください。納付金の補正制度の導入であります。納付金は、県が本算定時に見込んでおりました市町村ごとの所

得水準や、被保険者数、世帯数に基づきまして配分された額で固定されていることから、これらの数値が実績値と乖離することとなった場合、各市町村の納付金財源でございませぬ保険税収入に過不足が生じることとなりますので、統一後の運営の中では、市町村の責めによらぬ納付金財源の過不足を生じさせぬ仕組みとするため、実態に即した納付金額となるよう納付金を補正する制度が導入されることとなっております。以上が主な概要でございませぬが、第2期の運営方針につきましては、令和6年1月に開催されませぬ奈良県の国民健康保険運営協議会に示され、3月には公表されていく予定となっております。

なお、令和6年度の国民健康保険事業費納付金の仮算定額が示されませぬので、来たる12月14日に斑鳩町国民健康保険運営協議会を開催させていただき、令和6年度の税率について、諮問させていただきこととしてございませぬ。

また、来年1月下旬には納付金の本算定額が示される予定でございませぬので、その時点でもあらためて、本運営協議会を開催してまいりたいと考えてございませぬ。

国民健康保険税の適正な税率等についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

次に、(3)西和医療センターの移転・再整備について、理事者の報告を求めます。北住民生活部次長。

住民生活
部次長

西和医療センターの移転・再整備についてご報告させていただきます。

去る12月1日に、県において西和医療センターの移転先の候補地が決定され、公表されましたので、その内容についてご説明いたします。資料2をお願いいたします。本資料は、その際に県が公表した資料であります。

候補地として挙げられていました5町9か所の中から、県で比較検討された結果、移転候補地は、当町のJR法隆寺駅南側地区に決定されました。比較検討の基準としましては、アクセス性、敷地条件、整備スケジュール、整備費用の四つの観点で、あわせて24項目について、1項目5点満点で採点する方式

がとられ、全地区の中で、JR法隆寺駅南側地区が89点で最高得点となりました。今後の予定につきましては、令和13年の開院に向けて、令和6年度の早い段階で基本計画を作成されると聞いております。

当該地区におきましては、奈良県とのまちづくり連携協定の対象エリアに含まれており、町といたしましても、都市機能の集積化の検討を進めている地区であり、西和医療センターの移転・再整備にあわせて、県と町、双方の事業に相乗効果を発揮すべく、一体的な整備に向けて検討を進めてまいりたいと考えているところです。そこで、今後、新たな情報や事業の進捗につきましては、建設水道常任委員会において報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、西和医療センターの移転・再整備についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
中川議長。

議長 法隆寺駅の真南側やねんけど、町としての考え方やけど。駅から西和医療センターに通じるアクセス道路って、計画する気ではるのか、いてはらへんのか、そこらどうですやろ。

委員長 加藤副町長。

副町長 この南向きの広いエリアに現在、県のほうが西和医療センターの配置を考えております。概ねだいたい7万㎡程度ございますけれども、まず位置自体がまだ全然決まっておきませんので、そのあたりにつきましては、今後、西和医療センターがどういった位置、設置を検討されているとか、そういった関係を具体的に調整させていただいた後に、どういった駅からのアクセスですとか、県道からのアクセスとか、そういったところ、まず位置が決まってから、検討していくということになりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

議 長 よろしく申し上げます。このざっくりした赤点の中にたぶん谷村さんか、経営してはるローソン、この赤点の中に入ってあると思うねんけど、この辺は県と谷村さんとの話はできてんのかな、そこわかってたら教えてください。

副町長 県のほうは、具体的にある程度、蓋然図じゃないんですけども、大まかな地図で示されております。町として情報提供させていただいているのは、ローソンの部分を除いた形で提供させていただいております。

委員長 ほかにございませんか。
濱委員。

濱委員 すぐにニュースで流れたのを聞いた住民さんが、すごく、近くにできるというので期待も持ってはるということで、まだ先の話ですけれどもね。よかったねという声がたくさん聞こえてくるんです。そういう、斑鳩町だけでなく、医療機関というものが、しっかりしたものが近いところにあるということはものすごく安心感があるというか、そういったことで期待もされておりますので、ぜひとも、しっかりとした良い医療センターができるように、議会もそうすけれども、町もしっかりと、とりくんでいただきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。
中尾子育て支援課長。

子育て支援課長 子育て支援課より1点報告いたします。
国におきまして、所得税などの定額減税の恩恵を受けられない世帯への支援策といたしまして、調整が進められております、低所得世帯の18歳以下の子どもへの給付金につきまして、現時点において、国からの情報提供はございま

せんが、制度の詳細が確定しましたら、できる限り早く支給を行うため、補正予算の専決処分により対応させていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長 環境対策課のほうから、ごみ収集作業中に事故が発生いたしましたので、その概要をご報告させていただきます。

去る12月4日月曜日、午前9時45分頃、不燃ごみ回収のため、法隆寺南1丁目地内道路を国道25号線に向かい北上していた際、道が狭いためダンプトラックの飛散防止装置であります天板を閉めた状態でございましたが、集積所付近で不燃ごみを回収するため、天板を開けようとしたところ、法隆寺南1丁目11番3号 福井悦子氏宅の外壁に天板が接触し、外壁の一部を損壊するという事故が発生いたしました。当日、収集作業をしておりましたのは、環境対策課 衛生処理場の堀内伸一と島村憲裕であり、収集車運転及び天板操作を行いましたのは堀内であり、島村は同乗者でございました。

普段は、事故現場より少し北側の三差路の少し広い場所で天板を開閉しておりましたが、事故当日は福井氏宅東側において、天板を開いてしまったことや運転手や同乗者による周囲確認が不十分であったことが原因と思われます。

周囲確認を怠ることは、ひとつ間違えれば大きな事故につながることで、現場職員には改めまして、作業中や運転中には細心の注意を払うよう指導したところでございます。

なお、現在、被害者とは損壊した民家外壁の修理につきまして協議させていただいており、示談の時期によりましては、損害賠償の額の決定及び一般会計補正予算につきまして専決処分させていただく場合がございますので、あらかじめご了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、環境対策課からのご報告とさせていただきます。

委員長 これらの報告について、質疑、ご意見があれば、お受けします。
中川議長。

議 長 今の事故の報告やねんけど、天板というのは自動で、モーターで上がり下がりするのかな。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策
課長 はい、さようございます。

議 長 それは車内にボタンあって、車内から押したと思うねんけど、結構幅広いから両サイドに広がると思うねんやんか。それ車内から見てたら、狭いから当たる当たらんていうのは確認でけへんやんか、運転手は。そこら、補助者が外で見ているとか、そういう対応はしているのかな。

環境対策
課長 対応といたしまして、当日も同乗者であります島村が外に降りてしておりましたが、開いて当たる前に気づくのが遅くなりまして、その指示をできなかった状態で接触したということを聞いております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、各課報告事項については終わります。

4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長 ないようですので、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前9時51分 閉会)